

1 開会

事務局

ただいまから、第266回宮城県個人情報保護審査会を開会いたします。

本日の定足数ですが、5人の委員全員が出席しておりますので、半数以上の出席を必要とする、個人情報保護条例第50条第2項の定足数を満たし、会議が有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日審議を予定しております「(仮称)個人情報保護法施行条例(案)」につきましては、情報公開条例第19条の規定に基づき公開での審査となります。

それでは、野呂会長よろしくお願いたします。

2 議事

(1) (仮称)個人情報保護法施行条例(案)のパブリックコメントについて【公開】

野呂会長

それでは次第に従って議事を進めて参ります。

最初に、(仮称)個人情報保護法施行条例(案)のパブリックコメントについて、事務局から説明願います。

事務局

お手元に、パブリックコメントの結果と御意見・御提言に対する宮城県の考え方の資料をお配りしておりますので御覧ください。今回14件の御意見を頂きまして、左側に御意見の内容、右側に宮城県の考え方を記載しております。御意見の方は要旨を御紹介させていただきます。

それでは順に御説明いたします。1番、「法律による個人情報保護切下げがなされるようなことがあってはならない。県は自らが築いてきた住民の個人情報保護の条項を維持発展させる対応をとること」との御意見です。これについては、「今回の制度改正が、個人情報保護の水準の低下に結びついたとのお指摘を受けることのないよう、現行条例の各条項の趣旨やそれらが担ってきた役割等も十分に踏まえつつ、これまで同様に、本県における個人情報保護の一層の推進に向けて取り組んでまいります。」としております。

2番、個人情報保護審査会についての御意見で、「宮城県個人情報保護審査会では、特に必要な場合に限ってしか意見聴取ができないようになるというのでは地方自治の本旨が守られない。国の言いなりになるのではなく主体的に議論して責務を果たすべき」との御意見です。これについては、「宮城県個人情報保護審査会に関しては、現行条例と同様に、個人情報の保護制度の運営に関する重要事項について建議することができるほか、実施機関からも、随時、重要事項等について同審査会に報告し、御意見をいただくこととしております。なお、国の技術的助言を尊重しつつも、国の解釈等に疑義が生じた際には都度、国に対してその見直しを要望しており、今後とも本県の個人情報保護の水準が低下しないよう、適切に対応してまいります。」としております。

3番、国のガイドライン等についてです。御意見の要旨は裏面の「しかし」の段落からなのですが、ガイドライン等は技術的助言にすぎないのではないかと。これまでの個人情報保護条例の運用をふまえ、自主性と自律性をもって、宮城県の個人情報保護施策を後退させないための取り組みを行うべき」との御意見です。これについては、「個人情報保護委員会が示すガイドライン等は、個人情報保護法の的確な運用を確保するため策定されたものです。それは、各条文の解釈や運用上の留意点等を具体的に示すもので、県民の皆様に対して個人情報保護制度を公正に運用していくために、尊重する必要があるものと考えております。一方、現行条例の各条項の趣旨やそれらが担ってきた役割等も十分に踏まえつつ、今回の制度改正により、本県において

個人情報保護施策が後退したとの指摘を受けぬよう鋭意取り組んでまいります。」としております。

4番、「個人情報保護審査会に諮問して意見を求めるべき」との御意見です。これについては、「平成15年の個人情報保護関連五法の成立に伴う条例改正の際は、改正内容が広範囲に及んだこともあり、審査会に改正項目案をお示しして意見依頼をし、建議を頂いておりました。しかしながら、今回は、新たな条例で規定する内容が、開示請求における手数料の額など非常に限られた範囲のものであることから、建議をいただくという形ではなく、審査会に対して、公開による審議の中で、県から随時、方針や条例案の内容を御説明し、委員から御意見を賜るという形で進めることを御了解いただいたものです。」としております。

5番、「施行条例ではなく個人情報保護条例とし、個人情報保護法に抵触しない目的規定も記載すべき」との御意見です。これについては、「条例では、開示の手続についての独自規定を置くことなど、個人情報保護法の施行に当たり必要な事項について、法で委任された範囲で定めた内容となっており、法施行条例という名称はその内容と照らして妥当であると考えます。」目的規定については6番で同じ質問が出ておりますので、「目的規定についてはNo. 6のとおりです。」としております。

6番、「目的規定を明記すべき」との御意見で、「施行条例の内容そのものが、開示請求における手数料の額を定めるなど非常に限定的であることや、法の条文の冒頭に、個人の権利利益の保護など、法の目的が既に明確に掲げられていることから、あえて法施行条例に目的規定を置く必要性は薄いのではないかと考えます。なお、県の姿勢を条例で明文化すべきという御意見に関して、目的規定としてではなく『実施機関の責務』、現行条例第3条です、「として規定するということも論点としてあり得ると考えますが、法第5条で地方公共団体の責務が規定されていることも踏まえ、現時点では同規定を置かない案としております。」としております。

7番、死者の情報の開示請求についてです。「死者の情報が遺族等の個人情報と考えられる場合があるので、画一的・硬直的ではない実質に即した解釈・運用をされることを希望する」との御意見です。これについては、「死者の情報についても、遺族本人の個人情報に当たるものと判断される場合には、その遺族に対し開示が可能となります。その判断については個別具体になされるべきものとされており、県としても適切に対応してまいります。」としております。

8番、個人情報取扱事務登録簿についてです。「1,000人未満であっても個人情報ファイル簿を作成することとするか、個人情報取扱事務登録簿を存続することにすべき」との御意見です。これについては、「個人情報事務取扱登録簿は、個人情報の開示請求等の円滑な実施に資すること等を目的に作成し、一般の閲覧に供していますが、本県の現状として、閲覧される機会はほとんどなく、登録簿を作成しないことが直ちに県民サービスの低下につながることはほぼないと考えます。一方、個人情報の管理は非常に重要であり、引き続き各担当部署に対し適切な取扱いを徹底するよう働きかけてまいります。」としております。

9番、開示請求等の決定期限についてです。法で30日以内となりますが、「開示決定は15日以内、訂正・利用停止決定は30日以内を維持すべき」との御意見です。これについては、「法定の30日（初日不算入）に決定期限が延びることは開示決定が遅延することと直ちにイコールではなく、基本的に現行のサービス水準は維持すべきと考えています。現在、本県における開示請求の全体件数（大量請求者による請求を除く）の8割は15日以内に開示決定等がされており、そのうち4割は8日以内に決

定されております。引き続き、30日という開示決定期限に関わらず、可能な限り速やかに開示する方針を徹底してまいります。今回、大量の開示請求への対応や、開示・不開示の判断に時間を要するケースへの対応、あるいは個人情報保護委員会への照会が必要なケースなども考慮し、決定期限を法定の30日としたところですが、現状より県民サービスが後退したと受け止められないよう、適切に運用してまいります。」としております。

10番、開示請求の手数料の関係です。「手数料は無料、交付を受ける場合の実費の請求は相当と考えるものの、可能な限り安価な方法で実施できるよう工夫されたい」との御意見です。これについては、「交付を受ける際の実費相当分は受益者に御負担いただくざるを得ないものと考えます。一方、現行どおり手数料は無料を維持することとし、可能な限り開示請求者の負担を抑えるよう配慮をしておりますので、御理解願います。」としております。

11番、安全管理措置の関係です。要旨としては次のページ、匿名加工情報制度やオンライン結合について、「これまでの宮城県独自の取り組みを掘り崩すものでしかない。匿名加工情報の導入により、宮城県の管理リスクが増大し、職員にとって過重負担になる問題が引き起こされることが予想される。匿名化の作業を外部委託することが可能だが、膨大で詳細な個人情報を委託先に渡すことで、個人情報が漏洩することが十分に考えられる。オンライン結合の問題では、『デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律』案を審議していた時に、LINE社において、利用者情報が中国の委託企業で閲覧できる状態であったことが発覚した。こうした予測される事態について、十分な検討を加えるべきである。個人情報ファイル簿の作成については、宮城県の判断で絞り込みを図ることが可能であり、条例の条文とその運用について、十分な検討を求める。」加えて最後の段落で、「国に個人情報保護法の抜本改正を求めることを希望する」とも記載されております。これについては、「個人情報保護の観点からは極めて重要であり、法においても、その目的として、個人の権利利益を保護することが明記されています。行政機関等匿名加工情報の提案募集制度の運用に当たっては、個人情報ファイルの選定から、提案募集の実施、提案に対する審査、データの匿名化作業に至る一連の業務について、決して情報漏えい等の事故が発生しないよう、十分な対策を講じ、慎重に取り組んでまいります。また、オンライン結合の有無に関わらず、法のそれぞれの規定に従った適正な執行を確保することにより、本人の権利利益の保護が確保されるよう取り組んでまいります。今回の法改正により、本県の個人情報保護に関する制度が後退したと受け止められないよう万全を尽くすとともに、実際に運用する中で、問題点が明らかとなった場合には、国に対し制度の見直し等も含めて要望してまいります。」としております。

12番も同様に匿名加工情報に係る安全管理措置の関係で、「匿名加工などに関わる業務が、県職員の方々に担いきれないほど増大して、目配りが行き届かないために様々な業務ミスや問題が多発するのではないかと。業務の外部委託をすると、情報漏洩リスクが一気に高まるのではないかと」の御意見です。これについては、「法令に基づき、県でも行政機関匿名加工情報の提案募集を行うこととなりますが、提案募集に当たっては、先行している国や自治体の取扱いについて情報収集しながら、個人情報ファイルの選定や、事業者の提案に対する審査、提供するファイルの加工等の一連の業務において、情報漏えい等の事故が決して発生しないよう必要な対策を講じてまいります。」としております。

13番、こちらは個人情報保護委員会と個人情報保護審査会の役割の関係で、御意

見の要旨としては最後の、「専門的な知見に基づく意見を聴くことが重要と考える場合は、確実に審議会」、これは個人情報保護審査会のことです、「の意見を聴くことが出来るように、条例で規定すべき」との御意見です。これについては、「今回の法改正により、専門的な知見を有する独立行政委員会である個人情報保護委員会が、地方公共団体に指導・助言・勧告等を行う機関となり、地方公共団体の求めに応じて情報の提供又は技術的助言を行うこととなりました。個別事案への法の適用について解釈を問う場合は、個人情報保護委員会に問い合わせることとなります。一方、県の附属機関である個人情報保護審査会も、今後とも重要な役割を果たしていくべきものと考えており、現行と同様に、報告事項として審査会の意見を聴くことや審査会が自発的に建議を行うことができることとしており、引き続き、審査会から専門的な知見をいただきながら、個人情報の適切な保護に取り組んでまいります。」としております。

14番、審査会の答申の尊重と建議についてで、「建議が答申と同様に尊重されるとは書かれていない。建議の内容が尊重されて行政にきちんと反映されないのであれば、意見を申し述べるだけということになり、自治体の審査会の存在意義がなくなってしまう」との御意見です。これについては、「現行条例第39条で定められている答申の尊重とは、行政不服審査法に基づく審査請求に対して、宮城県個人情報保護審査会が公正かつ客観的に判断を行い、実施機関がその判断に沿って裁決を行うことを義務付けたもので、個別の審査請求に対して、審査会を実質上の救済機関として機能させるための規定です。一方、新条例においても、審査会は、個人情報の保護制度の運営に関する重要事項について建議することができることを規定します。審査会からの建議については、必ずしもそれら全てを施策に反映することは難しい場合もありますが、真摯に受け止め、個人情報保護制度の更なる充実につながるよう取り組んでまいります。」としております。

事務局からの御説明は以上となります。よろしくお願いたします。

野呂会長 ありがとうございます。ただいまの説明について、委員の方から御質問や御意見がありましたらお願いします。

桑村委員 これは既にこのように回答したということではなく、こういう回答をしてよろしいかというのが今の審議の対象になっているのでしょうか。

事務局 まだ公表はしておらず、今回の審査会で御説明するのが初めてですけれども、基本的には県の考え方としてこういった形で公表したいと考えております。

桑村委員 何か補足することや具体化することがないかというのが今ここでの。

事務局 そうですね。御意見を頂き、持ち帰りまして、御意見を踏まえて修正すべき点があれば修正を考えます。現時点としてはこういう考え方ですというものをお示ししているところでございます。

桑村委員 ありがとうございます。

野呂会長 私の方から、意見になりますが、今日配られた資料の5番と6番に関係するところですが、特に条例の目的についてなのですが、現行条例では「～により、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的とする」と書かれていて、まさに個人情報に憲法13条に由来するプライバシー権なり自己情報コントロール権に基づいているものだという考え方が表れていると思うのですが、他方で個人情報保護法では、確かに権利利益の保護という文言は入っているのですが、現行条例にある個人の人格と尊厳の尊重という文言は入っていないです。また、個人情報保護法では、今回の昨年の改正の中で、デジタル社会のことが色々書かれて、個人情報の有用性に配慮しつつ個人の

権利利益の保護を図るとなっていて、解釈としては個人情報の有用性よりも権利利益の保護が優先するのだということが言われてはいるものの、やはり有用性、つまり個人情報の利活用にかなりウェイトが置かれている内容に変わったという風に理解しています。そういう前提に立つと、やはり個人情報の利活用、有用性を理由に個人情報の保護が後退してしまうという懸念は払拭できませんので、条例の中でですね、今までの個人情報の保護のレベルを維持するという御説明なのであれば、それをきちんと条例の文言として、第1条に目的規定を置いて定めるのが明確でよいのかなと考えておりますので、そこは私の意見としてひとつ申し上げます。それから2つ目が、今の運用を維持するという御説明なのですが、考え方の8番、9番にあるような、少なくとも規定上は後退する内容を是認してしまっているわけなのです。運用で現行維持を図ると言っていますけれど規定上は後退になっているので、今のスタッフの方々がこの個人情報の問題を扱っている限りは後退することは無いのかもしれないですが、やはり県職員の方々は数年で替わっていくわけですから、今の方針・考え方が本当に5年後、10年後維持されるのかということにはやはり懸念があります。そういう懸念を払拭するためには、条例できちんと縛りかける必要があるので、個人情報取扱事務登録簿を維持するなり1,000人未満であってもファイル簿を作成するというようなことを条例できちんと定めたり、開示請求があった場合の開示決定の期間についても15日以内を維持するということが県民サービスの低下を防ぐことを制度的に保障することに繋がると思いますので、そこも検討いただければと思います。私からは以上です。

事務局

貴重な御意見ありがとうございました。1点目の目的規定については、会長の御指摘も確かに分かるところでございます。一方で我々は国の法律に従ってこれから運用していくこととなりますけれども、施行条例として定める内容はかなり限られた範囲で、県に委任された事項を定めるものでございます。その中で目的規定だけ打ち出すというのはなかなかバランス的にどうかなというのがひとつございましたし、そもそも国が法で掲げている中で、確かに有用性に配慮しつつその上で個人の権利利益の保護を目的とするというのもございましたけれども、国の考えというのは十分に理解できるところでございまして、デジタル社会の中でいかに個人の権利利益の保護とのバランスを考えていくかという考え方も理解できるところでございまして、現時点で施行条例の中に改めて目的規定を置くことは考えていなかったという状況です。

個人情報事務取扱登録簿や決定期限については、登録簿が無くなる、15日が30日になるというところ、そこだけ切り出すと確かにその点後退するのではないかと御指摘は受け止めさせていただきます。一方で、個人情報ファイル簿は1,000人以上ですけれども作成する、それに加えて登録簿の作成を各課に義務付けるか。それから30日を15日にするかとこのところもございましたけれども、こちらに記載しましたとおり、これまで県の条例として独自に判断していた部分が国の法律に基づき判断するというところで、恐らくこれまでよりも多少時間がかかってくるケースもあるのではないかと想定しております。我々としては合理性はあると現時点で考えております。頂いた御意見をもち帰らせていただきたいと思います。

野呂会長

今の御説明で少し気になったのが、バランスという言葉なのですね。例えば個人情報の有用性と権利保護というのは、バランスの問題と言えばバランスの問題かもしれませんが、あくまで権利保護が十分に確保された上での有用性なので、有用性とか利活用との関係で権利保護が少し後退してもいいのだというバランス論であれば、個人情報保護の一般的考え方だったり、更に言えばプライバシー保護との考え方とは違う

のではないかと感じました。あと開示請求での対応で個人情報保護委員会に質問相談することがあり得るというのは分かるのですが、それは恐らく例外的な問題だと思うので、原則としてやはり15日を維持するという姿勢は残していいのではないかと、15日を維持できないほどの相談・確認が必要になるという考え方なのであれば、そこは立法事実というかこれまでの運用の中で、今後法改正、新しい条例のもとで今までは自分達で判断してきたもののお半分以上がいちいち個人情報保護委員会に相談しないと判断できないものになるとかですね、そういった立法事実が無いとなかなか説明としての正当性が認められるのかという問題は残るのかと聞いて思いました。

他に御質問や御意見があれば。

佐藤委員

まずは感想的なところですが、今回のパブリックコメントの意見について、やはりかなり良い意見が、ここに挙げてあるものを見てですね、妥当な意見だなというのが、もともと自治体の方が個人情報保護条例については独自に定めることができてきたというのがあって、それぞれの自治体で特色を持って、自治体ごとにより良いものを作る方向性でやってきたと思うのです。情報保護条例も似たところがありますが、そういう意識の高い方達が今回の意見を出してくださったというのは、他にも色々な意見があったのかもしれませんが、少なくともここに書かれているものは非常にまっとうな意見だというのが第一の印象です。今野呂会長が言われたことは私も同じ意見で、まず目的のことですけれども、目的、主眼が個人情報の保護にあるというのが第一であって、個人情報の利用の有用性みたいなものは行政とか国にとっては確かにすごく強いと思いますけれども、憲法が前提にあってこの制度ができているということを考えますとやはり、恐らく自治体と国との関係では難しいところがあるのだらうとは思っております。というのも、今回の国のやり方というのは、今までは自治体に委ねていたものをほとんど自治体の独自性が出せないような形で共通ルールを作ったわけですね。それ自体果たして、憲法92条から95条の地方自治の保障が書かれていますけれどもその観点から、今までの歴史的な経緯を見ますと自治体がお互いに切磋琢磨して、良いものを作ろうと努力してきた自治体が一杯あったと思います、私からするとそれが本当の意味での地方自治だと思っていて、そういう意味では今回のシステム自体、自治体の独自性を悪く言うとあまり認めない方向性で進んでいる。ですから自治体の方もそれを越えるというのは、国がこういうものを作れと言っているにも関わらずそれを上乗せするようなことが認められる部分がほとんど無いのですよね。けれども、そんな中で先ほどの目的の話も特徴的だと思いますけれど、主眼がどこにあるのか、この制度の本質はどこにあるのかという意味では、利用がしやすいということではなく権利を守るということに最大の目的があるわけですよね。ですから、実際に条例を作るときに表現の仕方は工夫しなければならないかもしれませんが、なんとか第一義的には個人情報を保護するというのが主体であって、副次的にという言葉は適切ではないかもしれませんが、利用上の便宜というのはこれは国とか自治体にとってはメリットがすごくありますが、住民自治の観点からすればどうやって個人情報を守るのかということに主眼があると思いますので、その辺り難しいかもしれませんが、是非ともそういう意見があるということは踏まえた上で反映させていただければと思います。その次に、これも会長と全く同じ意見なのですが、9番についても、結局今まで宮城県が努力して続けてきた良い部分というのは、今回の国の共通事項というものができてしまったがゆえに、なかなかそれを越えたりするというのは難しいというのは、結局は憲法94条で条例制定権については「法律

の範囲内」，それから地方自治法14条では「法令に違反しない限りにおいて」条例制定権があるという風に規定してあるのですね。ただこの言葉，これは学説でも分かれるかもしれないですけど，本当に越えたかどうかの判断はすごく難しいと思うのですよ。これは上乘せ条例だ，と例えば言うことは，今回の主眼として個人情報保護にあるからという趣旨目的からして上乘せということを考えた場合には，反対する意見も恐らく学説でもあると思いますけれど，私はやれるのではないかと考えています。パブリックコメントに対する回答を見ますと，すごく事務局の方も苦労されてひとつひとつの質問疑問に対して答えていますけれど，この答えを見て総じて感じたのは，結局はきちんと運用していきますという姿勢がここには書かれているのですね。姿勢なので必ずしもそういう形で遺漏がないように，簡単に言うと努力しますという形の回答なのですよね。今回のそもそも国のやり方自体がこれまでせっかく自治体が独自に努力してやってきたことをある意味ではないがしろにする，そういう側面があると私は見ているのですね。ですからやはり，目的をすごく重視するとですね，例えば先ほどの期間についても，従来どおりやっても法律に違反することにはならないのではないかと考えています。すみません，要は会長と同じような意見です。国との関係を考えた回答だと思いますが，果たしてそれが本当に個人情報保護の目的に適っているのかなと思いますし，会長御指摘のとおり，人が替わっていく中で，頑張ってもやりますと言っても人によってはどこまでやるのかということについては時間とともに薄れていく可能性は残念ながらあると思うのですね。そうなる，結局は書かれているものを見て判断するしかないと思いますので，結局はこれから事務局だけではなくて庁内で議論した上で議会にかけることになるので，どこまで結果的に条文ができていくかについては難しい側面があるのかなと思いますけれど，そういう意見が我々の方から上がったという事実だけは伝えていただければありがたいなと思います。

事務局

ひとつ付け加えますと，今回のパブリックコメントの御意見はここに一覧にしたものが全てでございまして，何らかから抜粋した形ではございません。

それから，先ほど私の方から目的のところについてバランスという言い方をしてしまったのですけれども，法で掲げられている目的の部分にですね，個人情報の有用性に配慮しつつ，あくまで大前提として個人の権利利益を保護することを目的とすると国も明確に打ち出しているという風に我々も受け止めております。

色々頂いた御意見について，我々としては基本的には法律に従って，法律に沿ってやるべきだと考えており，そういった中で登録簿や期間の関係は我々としては合理性があると判断して進めておりますけれども，持ち帰って庁内で更に検討したいと思います。ありがとうございます。

野呂会長
桑村委員

他に御質問，御意見はありますか。

10番の手数料のところなのですが，以前意見を聴かれた際に，コピー代がかかることで制度の利用が抑制されてしまうのではないかとという指摘がありました。今回の意見にも，可能な限り安価な方法で実施できるように工夫されたいとあります。以前議論になった際には，運用の中で例えば写真だけを撮るとか，別の方法で安価な対応ができるように現場でそういう情報提供をしているという話でしたが，これをまだ公表していないということであれば，具体的なそういう対応を回答として書いて，公表を通じて県民に対して周知を図っていくというのが適切だと思います。

事務局

以前も御意見上がっておりまして，実際にそういう運用をしておりますので，御意見を踏まえたいと思います。

野呂会長

他に御質問，御意見ございますか。

そうでしたら，この議題はここで終了したいと思います。